

少年法の厳罰化は必要なのか？～他国との比較から考える～

社会班:塩見 侑、北山 湊、高田 玲衣、鶴巻 冨

Abstract

The purpose of this study was to investigate the effect of the revision of the Juvenile Law in 2022 on the reduction of juvenile crime through comparison with other countries, and to determine the necessity of harsher punishment. However, the survey revealed that the necessity of harsher punishment and leniency at this point in time cannot be determined. Therefore, this study concludes that the need for stricter penalties in the Juvenile Law should be reconsidered during the review of the revision of the Juvenile Law.

要約

本研究の目的は、2022年に少年法が改正されたことが少年犯罪の減少にもたらす効果を他国との比較によって調査し、厳罰化の必要性を明らかにすることである。しかし、調査によって、現時点での厳罰化や寛刑化の必要性は判断できないということが判明した。従って本研究では、少年法の厳罰化は少年法改正の見直しの際に再検討するべきであると結論づけた。

1 はじめに

2022年に少年法が改正され、特定少年の導入や実名報道の解禁などの厳罰化が行われた。そこで、少年法の厳罰化が少年犯罪率や再犯率の低下にもたらす効果について関心を持った。本研究では、少年法の改正が少年犯罪に与える影響を調査し、調査結果を踏まえて今後のさらなる厳罰化の必要性を検証する。

2 研究手法

日本の少年法は改正されて間もないことから研究資料が不足しているため、他国との比較を用いて調査を行った。比較対象とする国は、1970年代末以降少年法の厳罰化が進められてきたアメリカ、日本と比較し少年法が寛刑的であるスイス、改正後の日本の少年法に類似した少年法を施行するドイツ、の3ヶ国とする。

<<調査1>>

アメリカの少年司法について、文献調査を行った。

<<調査2>>

スイスの少年司法について、文献調査を行った。

<<調査3>>

ドイツの少年司法について、文献調査を行った。

3 結果

<<実験1>>

アメリカの少年司法において、厳罰化の結果、1980年代から1990年代にかけて少年の殺人件数は約2.5倍にまで増加し、また、長期拘束、及び逮捕者の増加による社会復帰支援の不足から再犯率が増加していたことが明らかになった。

<<実験2>>

スイスの少年司法において、犯罪率が2015年以降増加傾向にあること、そして再犯率は日本の28.6%に比べて高く、35%を維持していることが明らかになった。

<<実験3>>

ドイツの少年法において、少年の犯罪件数は1980年代末から1990年代末にかけて、約2.4倍にまで増加しており、また、強盗による検挙人数は1991年以降継続して増加していることが明らかになった。

4 考察

アメリカの少年司法の調査から、過度な厳罰化は少年犯罪の根本的な要因の解決に繋がらないため、少年犯罪の増加を助長するのではないかと考えられる。また、スイスの少年司法の調査から、過度な寛刑化は少年犯罪への抑止力の不足に繋がることが懸念され、厳罰化と同じく、少年犯罪の増加を助長するのではないかと考えられる。加えて、ドイツの少年司法の調査の結果は、日本の少年司法が今後悪化する可能性を示唆するものであると考えられる。

5 結論

研究結果より、本研究の目的であった少年法の厳罰化の必要性を検証することはできなかった。したがって本研究では、2027年に行われる少年法改正の見直しの際に少年犯罪率及び少年の再犯率の推移を観察し、厳罰化の必要性を再度検討するべきであると結論づける。また、今回の研究では、少年法という観点のみによって厳罰化の必要性を調査したが、少年の犯罪には他にもその国の文化や教育制度など、多くのものが関連していると考えられる。今後の研究においては、そのような観点も含め、調査を進めていきたい。

6 参考文献ならびに参考Webページ

葛野尋之。「アメリカ少年法の失敗からなにを学ぶか」。子どもの視点から少年法を考えるセンター。
<http://katolegalsystem.com/kodomonoshiten/shonenhoUSA.htm>。(参照 2024-10-2)

法務省(2021)。「少年法が変わります！」。https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html。(参照 2024-10-2)

クレール・オデア(2012)。「スイスの「普通とは違う」刑法制度」。
swissinfo.ch。<https://www.swissinfo.ch/jpn/politics>。(参照 2024-10-30)

Tomas Stephens(2013)。「Balancing punishment and rehabilitation」。
swissinfo.ch。<https://www.swissinfo.ch/eng/science/balancing-punishment-and-rehabilitation/36935366>。(参照 2024-11-06)

法務省。「ドイツの少年司法制度及び少年非行の現状」。
<https://www.moj.go.jp/content/000076117.pdf>。(参照 2024-12-18)

渡邊一弘。「少年法適用年齢の引き下げについて」。
J-Stage。https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcl/58/3/58_426/_pdf/-char/ja。(参照 2024-12-18)

法務省。「諸外国の制度概要」。<https://www.moj.go.jp/content/001236802.pdf>。(参照 2024-6-12)

Sibila Bondolfi.(2019)「懲役は凶悪犯だけ？スイスの軽い刑罰制度」。
swissinfo.ch。<https://www.swissinfo.ch/jpn/society/44667908>。(参照 2025-1-22)